

兵庫県公報

令和5年7月28日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

県議会告示		ページ
○ 兵庫県議会公文書管理規程の一部を改正する規程		1

県議会告示

兵庫県議会告示第4号

兵庫県議会公文書管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年7月28日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛

兵庫県議会公文書管理規程の一部を改正する規程

兵庫県議会公文書管理規程（令和2年兵庫県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第11条において」を「以下」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 職員は、法律若しくはこれに基づく命令、条例、会議規則、傍聴規則又は他の規程（以下「法令等」という。）の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。）により文書を作成することが規定されている場合、文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により文書を作成しなければならない。

第15条に次の1項を加える。

- 文書管理者は、法令等の規定において書面等により公文書を保存することが規定されている場合、公文書を電磁的記録により管理することによって事務の円滑な遂行に支障が生じるおそれがある場合その他特別の事情がある場合を除き、原則として、電磁的記録により公文書を保存しなければならない。

第25条中「法律若しくはこれに基づく命令、条例、会議規則、傍聴規則又は他の規程（以下この条において「法令等」という。）」を「法令等」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。